

令和2年第11回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年11月5日 開会

令和2年11月5日 閉会

令和2年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月5日(木)午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定について
て
(4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(19名)

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和2年第11回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和2年11月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長 それでは、よろしくお願ひいたします。これより令和2年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は、全員です。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号6番齊藤委員、議席番号10番高野委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

総会資料の4ページを御覧ください。

通知があった件数は1件でございます。

利用権で賃貸借していた農地の解約でございまして、このたび、借受人、貸付人の双方の合意により解約に至ったものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。
議案第1号の1について説明します。この申請は使用貸借権の設定です。譲受人と譲渡人は親子関係でございまして、譲受人は経営規模を維持するための再設定です。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員からの補足説明等を求めます。

高野委員 議席番号10番、高野です。
今、推進委員の小川さんから説明がございましたとおり、親子関係です。今、お父さんが高齢の為、施設のほうに入所中でできないということで、譲受人が規模をこのまま維持したいということです。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議お願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員。本件については、許可することに決定します。
次に、議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

申請地区担当推進委員の堀越です。
議案第1号2番について説明いたします。本件は贈与による所有権移転です。譲受人は、本件の隣接地に居住、また、近くに農地を多く保有しており、利便性もあることから、いわゆる経営規模拡大でございます。譲渡人においては、相続したばかりで、田んぼの耕作をしないため、経営規模の縮小の為です。本件は隣接地に関しても問題はなく、地区としても全く問題ございません。よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員から補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。
ただいま、堀越委員のほうから説明があったとおり、何ら問題ございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号2について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の3について説明いたします。この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人と譲渡人は親子関係になります。譲渡人は勤め人のため耕作ができないということで、譲受人が管理しておりましたが、このたび、譲渡人は海外生活をするとということで、父親であります譲受人に贈与による所有権移転をしたいということでございますので、よろしくお願いいいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員 議席番号10番高野です。

今、小川推進委員のほうから説明がありましたとおり、譲渡人は中国語の先生をされていて、そういう関係で海外へ行くということで、贈与という形になりました。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号の4番について。本件は、贈与による所有権の移転となります。譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、もう長いこと譲受人が土地を管理しております。地区としては全く問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員から補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号13番、藤田です。ただいまの説明のとおりでございます。特に問題はないと判断いたします。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほど申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案第2号、1番について説明いたします。今回の申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人におきましては、結婚するに当たり、アパート住まいから家を建てたいということで、今回の土地を選定いたしました。場所は成東高校の野球グラウンドの向かい側になります。周りの畑は、以前はネギなどを生産しておりましたが、現在はほとんど家庭菜園となっております。隣接する農地の方からも同意をいただいておりますので、問題ないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の三橋委員からの報告を求めます。

三橋委員 議席番号7番、三橋でございます。
本件につきまして、先ほど現地調査をしてまいりましたが、ただいま齋藤推進委員さんの御説明のとおりでございますので、何の問題もないものと思われまます。また、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において、問題ないと思われまます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地

調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。
この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
利用権設定等個人別明細の番号1から番号33を一括して採決します。本件について、原案のとおり承認することに御異

議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画設定等個人別明細、番号1及び2について、一括して採決します。本件について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、番号1について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。

1番について説明します。主要作物は水稻とネギです。親の後を継いでネギを栽培しています。将来的に、少しずつ規模拡大をしていきたいそうです。どうぞよろしくお願ひします。

議長 次に、番号2について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

番号2について、これは更新であります。妻と父の3人で露地野菜、無農薬野菜を栽培しております。これから予冷施設を導入し、夏場の葉物野菜を生産して、規模拡大を図っております。ひとつよろしくお願ひします。

議長 次に、番号3について、地区担当推進委員の遠藤委員から

の説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。

この方は、うちのほうでは大規模経営をやっておりまして、何の問題もない方でございます。一生懸命やっておりますので、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

番号4について説明させていただきます。更新です。水稻、露地野菜が中心となっております。妻と2人で水稻と露地野菜の複合経営を行っております。機械の導入により、作業の効率化とともに、ここには書いておりませんが、規模を拡大したいという話を聞いておりますので、何ら問題はありませんので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から4について、一括して採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会
議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は12月4日金曜日、本庁舎3階大会議室を予定
していますので、御参集願います。